

# 令和4年度川西町利用者負担額（副食費）一覧表

保育所

2号認定（満3歳以上児） 保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業等

| 階層区分 | 定義                        |         | 副食費  |      |       |
|------|---------------------------|---------|------|------|-------|
|      |                           |         | 第1子  | 第2子  | 第3子以降 |
| 第1階層 | 生活保護世帯                    |         | 免除   | 免除   | 免除    |
| 第2階層 | 市町村民税<br>非課税世帯            | ひとり親等世帯 | 免除   | 免除   | 免除    |
|      |                           | 上記以外の世帯 | 免除   | 免除   | 免除    |
| 第3階層 | 3-1<br>均等割のみ              | ひとり親等世帯 | 免除   | 免除   | 免除    |
|      |                           | 上記以外の世帯 | 免除   | 免除   | 免除    |
|      | 3-2<br>所得割税額<br>48,600円未満 | ひとり親等世帯 | 免除   | 免除   | 免除    |
|      |                           | 上記以外の世帯 | 免除   | 免除   | 免除    |
| 第4階層 | 4-1 所得割税額72,800円未満        |         | 一部免除 | 一部免除 | 免除    |
|      | 4-2 所得割税額97,000円未満        |         |      |      | 免除    |
| 第5階層 | 5-1 所得割税額133,000円未満       |         |      |      | 免除    |
|      | 5-2 所得割税額169,000円未満       |         |      |      | 免除    |
| 第6階層 | 6-1 所得割税額235,000円未満       |         |      |      | 免除    |
|      | 6-2 所得割税額301,000円未満       |         |      |      | 免除    |
| 第7階層 | 所得割税額397,000円未満           |         |      |      | 免除    |
| 第8階層 | 所得割税額397,000円以上           |         |      |      | 免除    |

## 《備考》

- 1 階層区分は、父母及びその他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り。）の市町村民税所得割税額の合計額で決定します。
- 2 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。4月から8月までは前年度の税額に基づく保育料となり、9月から翌年3月までは当年度の税額に基づく保育料となります。
- 3 税額を計算する際には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等の控除は、適用されません。
- 4 第2階層、第3階層のひとり親等世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯です。
- 5 小学校就学前までの範囲内において多子カウントを行います。
- 6 市町村民税所得割税額が57,700円未満の世帯（第1階層から第4階層の一部まで）の場合は、上記5にかかわらず多子軽減に係る年齢制限がなく、最年長の子どもから順にカウントを行います。  
ただし、市町村民税所得割税額が77,101円未満の世帯のうち、ひとり親等世帯については第4階層の第1子から副食費が免除となります。
- 7 第1階層から第4階層の一部（所得割税額57,700円未満）の世帯の子ども及び全所得階層の第3子以降の子どもは副食費が免除となります。※備考5・6の多子カウントによる。
- 8 月の中に、保育所又は認定こども園（保育所部分）に入園又は退園された方の副食費については、在籍日数に応じた金額となり、計算方法は、次のとおりです。  
その月の副食費＝副食費（月額）×在籍日数÷25日
- 9 幼児が満3歳を迎えると、年度途中に3号認定から2号認定に切り替わりますが、その年度の保育料は、3歳未満の保育料のままです。
- 10 市町村民税の修正申告を行った場合や、婚姻、離婚等により世帯構成が変更となった場合には、保育料の階層区分が変更となる場合がありますので、すみやかにご連絡願います。